

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等の状況について

認定証番号	自動車運転代行業者の名称又は記号	主たる営業所が所在する市町村	処分年月日	処分内容	処分理由	根拠法令	処分を行った公安委員会
第240445号	BooBoo代行社	天童市	令和3年11月19日	指示処分	被処分業者は、令和3年9月1日に損害賠償責任（共済）保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240140号	サンキュー廻送	鶴岡市	令和3年12月2日	指示処分	被処分業者は、令和2年11月1日に損害賠償責任（共済）保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240488号	サークル代行	酒田市	令和4年1月20日	指示処分	被処分業者は、令和3年12月1日に随伴用自動車の損害賠償責任保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240481号	アース代行	鶴岡市	令和4年1月27日	営業停止 令和4年1月27日から令和4年2月5日までの10日間	被処分業者は、令和2年12月17日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受け、更に、令和3年3月10日にこの指示にも違反したことから営業停止命令の基準に該当するもの。	法第23条第1項 令第5条第1項第2号	山形県
第240140号	サンキュー廻送	鶴岡市	令和4年1月27日	営業停止 令和4年1月27日 令和4年2月25日 までの30日間	被処分業者は、令和2年2月18日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受け、更に、令和3年12月2日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受けたことから営業停止命令の基準に該当するもの。	法第23条第1項 令第5条第1項第2号	山形県
第240489号	GOGO運転代行社	南陽市	令和4年3月11日	指示処分	被処分業者は、令和4年1月24日に随伴用自動車を変更したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240249号	ふれあい代行社	寒河江市	令和4年3月9日	指示処分	被処分業者は、平成28年6月4日に代表者の住所を変更したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240506号	代行アサヒ	山形市	令和4年4月13日	指示処分	被処分業者は、令和4年2月16日に随伴用自動車を変更したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等の状況について

認定証番号	自動車運転代行業者の名称又は記号	主たる営業所が所在する市町村	処分年月日	処分内容	処分理由	根拠法令	処分を行った公安委員会
第240510号	ファミリー代行サービス	東根市	令和4年6月28日	指示処分	被処分業者は、令和4年5月1日に代行運転自動車の損害賠償責任保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240249号	ふれあい代行者	寒河江市	令和4年9月8日	営業停止 令和4年9月8日から令和4年9月19日までの12日間	被処分業者は、令和4年3月9日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受け、更に、この指示に違反したことにより、営業停止命令の基準に該当するもの。	法第23条第1項、令第5条第1項第2号	山形県
第240177号	エグゼック運転代行	天童市	令和4年10月24日	指示処分	被処分業者は、令和4年8月6日に随伴用運転自動車の損害賠償責任保険を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240331号	マルエー運転代行	村山市	令和4年11月29日	指示処分	被処分業者は、令和4年5月20日に随伴用運転自動車を変更したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240481号	アース代行	鶴岡市	令和5年1月5日	指示処分	被処分業者は、令和4年9月16日に随伴用自動車を変更したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240518号	帰宅代行	山形市	令和5年1月12日	指示処分	被処分業者は、令和4年3月1日に代行運転自動車の損害賠償措置（共済）を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240476号	だるま代行	山形市	令和5年1月31日	指示処分	被処分業者は、令和4年11月1日に代行運転自動車の損害賠償措置（共済）を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第24190号	ハート代行	鶴岡市	令和5年3月14日	指示処分	被処分業者は、令和4年12月15日に随伴用運転自動車を変更したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等の状況について

認定証番号	自動車運転代行業者の名称又は記号	主たる営業所が所在する市町村	処分年月日	処分内容	処分理由	根拠法令	処分を行った公安委員会
第240483号	ラビット代行社	鶴岡市	令和5年3月14日	指示処分	被処分業者は、令和4年5月1日に代行運転自動車の損害賠償措置を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240527号	れいわ代行社	鶴岡市	令和5年3月14日	指示処分	被処分業者は、令和4年9月15日に随伴用自動車の損害賠償措置を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届出を行わなかったもの。	法第22条第1項	山形県
第240190号	ハート代行	鶴岡市	令和5年9月7日	営業停止	被処分業者は、令和3年8月27日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受け、更に、令和5年3月14日に山形県公安委員会から変更届出義務違反により指示を受けたことから、営業停止命令の基準に該当するもの。	法第23条第1項、令第5条第1項第2号	山形県